

玉名市立天水小学校スクールバス運行業務仕様書

- 1 業務名
玉名市立天水小学校スクールバス運行業務
- 2 履行場所
天水小学校区内
- 3 委託期間
契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

- 4 運行日数及び運行時間
年間基本運行日数は、205 日とし、便数は、児童が授業を要する日における登校時 1 便と下校時は 2 便の日を 155 日、一斉下校やその他の事情による 1 便の日を 50 日と想定している。運行時間は、登校時においては、学校に午前 7 時 55 分までに到着し、下校時は、学校を午後 3 時 30 分と午後 4 時 20 分に出発することを想定しているが、契約締結後、学校と協議の上決定するものとする。また、運行開始後、諸事情により変更する場合もある。
なお、原則として、土曜日、日曜日、祝祭日及び夏休み等の長期休暇は運休とするが、玉名市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めた場合は、指定した運行日数の範囲内で運行するものとする。また、指定した運行日数の 5% 以内の増減があった場合も、契約額の変更は行わない。

- 5 運行路線及び乗降場所等
別紙のとおりとする。ただし、令和 9 年 7 月までは現小天小学校を学校の位置として送迎し、令和 9 年 8 月下旬から天水小学校の位置とする。また、契約締結後、試験運転及び諸事情等により一部変更する場合がある。

- 6 使用車両等
 - (1) 別紙の乗降場所及び乗車人数に合わせた受託者所有の車両を使用すること。ただし、一部道路等が狭く通行しづらい場所があるため、必ず現地を確認し、通行可能なバスを使用すること。
 - (2) 補助席を含め 1 人 1 座席で、かつ、全員が着席することができる車両を使用することとし、マグネット等で当該スクールバスと認識ができるようにすること。
 - (3) スクールバスの利用児童数の見込みは、転入、転出及び転居等の事由により、実際の利用児童数が増減することをあらかじめ十分理解し、使用車両の変更等可能な限り対応すること。
 - (4) 路面の積雪や凍結時には、スタッドレスタイヤを装着するなど、安全にバスを運行できるような対策をすること。

- 7 車両の保管場所
車両の保管場所は、受託者により確保するものとする。

- 8 試験運転等
受託者は、学校始業日までに児童の乗降練習も含めた試験運転等を行い、送迎業務に支障がないようにすることとし、契約締結後、早急に、試験運転の日程、内容等を学校、委

員会と協議できる体制を整えること。また、当該試験運転にかかる費用は、受託者負担とする。

9 委託業務の基本方針

- (1) 児童の登下校時における送迎業務を安全かつ確実に行うこと。
- (2) 道路交通法及び関係法規・規定を遵守すること。
- (3) 運転前には、運転士の酒気帯びの有無を含む健康状態を運行責任者の対面にて点呼すること。
- (4) 運行については、他の業務を兼任するなどの過度の負担がない運転士を事前を選任し、当該業務を専属とする運転士が運転すること。また、専属の運転士に事故等があった場合は、事前を選任した交代要員により運行できる体制を整えておくこと。
- (5) 車両の整備点検は常に万全の注意を払い、緊急時には速やかに対応すること。
- (6) 万一事故等の場合は、素早く全面的に対応すること。
- (7) 運行に際しては以下の事項を遵守すること。
 - ア 児童には常に笑顔で接し、挨拶や声掛けも欠かさず行うこと。
 - イ シートベルトを必ず着用するよう指導すること。
 - ウ 児童の乗降車時は安全確認後に発車すること。
 - エ 運行ルート及び乗降場所付近の交通状況を事前に十分把握し、安全運転に努めること。
 - オ 乗降する児童の名簿を携行し、必ず児童の乗降を確認して運行にあたること。
 - カ 乗降時の人数確認及び乗降時に異常がある場合、速やかに学校に連絡すること。
- (8) 「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「玉名市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 13 号）」を遵守し、業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (9) 感染症等の流行時期は、感染防止対策のため、運転手のマスク着用、乗車前と乗車後の車内消毒を徹底すること。

10 運行責任者の配置

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために運転士以外で運行責任者を配置し、緊急の連絡対応ができるものとする。
- (2) 運行責任者には旅客運行管理者資格を保有する経験者を配置し、運行開始時間から運行終了時間まで対応できるようにすること。
- (3) 受託者は、前号に示した運行管理者の名簿を委託者に提出すること。

11 緊急時等の対応及び連絡

- (1) 自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、委員会及び学校長と協議のうえ対応を決めること。
- (2) 万一、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに委託者の作成する緊急連絡先に連絡するとともに、委員会及び学校長と協議のうえ事故等の処理にあたること。
- (3) 道路工事等により迂回が必要となった場合は、安全に運行できる経路を委員会、学校及び受託者と協議の上再設定するが、それに伴う委託料の変更は行わない。ただし、業務量等に大幅な増減が生じ委託料に影響がある場合は、契約額の変更を行うものとする。

12 教育研修

受託者は、運行管理者及び運転士の安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応、ま

た、児童や保護者等から苦情が生じないように、教育の場にふさわしい誠意ある接遇ができるよう定期的な教育体制を整えておくこと。

13 損害賠償責務

- (1) 受託者は、委託業務中に第三者等に損害を与えたときは、受託者で加入する保険にてその損害全ての賠償を行うものとする。また、運転士に係る保険についても受託者において加入するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務中に児童、教職員等の学校関係者に損害を与えたときは、その損害全ての賠償を行うものとする。ただし、受託者の責に帰す事由が認められない場合はこの限りではない。

14 費用負担

受託者が負担する費用は、本業務委託料とする。本業務委託料に含む主な費用は以下のとおりとし、本業務委託に必要と判断される他の費用も含むものとする。

- (1) 人件費（給与、通勤費、福利厚生費等）
- (2) 車両整備費（車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル、エレメント代、重量税、自賠責保険等）
- (3) 燃料費
- (4) 消耗品（清掃用品、消毒液等）
- (5) 保険料（対人、対物、人身傷害、車両保険等）
- (6) 保険料（運転士等）
- (7) 教育研修費
- (8) 事故などに係る使用車両の修繕費及び当該修繕に伴う代替車両等の諸費

15 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この業務により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

16 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委員会、学校及び受託者と協議し決定する。